

海外経済要録

国際機関

◇ IMF新専務理事にドラロジエール氏就任

IMF理事会は6月9日、ウイッティフェーン専務理事が6月16日をもって勇退(任期は1973年9月～78年8月末まで)することとなったのに伴い、その後任としてフランス大蔵省国庫局長のドラロジエール(Jacques de Larosière de Champfeu)氏を第6代専務理事に任命する旨決定した(正式就任は6月17日)。

ドラロジエール新専務理事は、1929年11月パリに生まれ、パリ大学を経て1958年国立高等行政学院(ENA)を卒業、同年大蔵省に入省し、67年国庫局次長、74年に国庫局長(Directeur du Trésor、わが國の大蔵次官に相当)に就任した。この間、ルノー公団(71～74年)、パリ国立銀行(73年～)等の取締役を兼任、また74年からは、フランスのIMF総務代理を務めている。

なお、フランス出身のIMF専務理事としては、第4代のシュバイツァー氏(任期63年～73年)に次いで2人目。

◇ OECD閣僚理事会、コミュニケを発表

OECD閣僚理事会は6月14、15日の両日、パリにおいて第17回会合を開催し、同15日貿易制限自粛宣言の1年間延長、協調的行動のプログラム(a programme of concerted action)等を内容とするコミュニケを発表した。

その主要点は次のとおり。

1. 世界経済情勢

(1) 世界経済は景気、物価、国際収支等の面で幾分改善傾向にあるものの、①成長率が不十分(unsatisfactory)であること、②インフレおよび失業率が依然として高水準であること、③為替市場が不安定であること、④世界貿易の阻害要因となるような政府介入を求める圧力が増大していること、および⑤エネルギー対策が十分でないこと、などにみられるように、最近数年間の成果は、多くの面で不満足(disappointing)なものであった。

(2) 本理事会は1976年6月に採択した戦略^(注)、すなわちインフレの再燃を招くことなく、完全雇用を達成するに十分な、漸進的かつ持続的な拡大(a moderate but sustained rate of expansion)を図るための戦略を

再確認した。この戦略に沿って失業率を低下させるためには、OECD地域全体の経済成長を過去18か月間の実績より高めることが必要である。世界経済が現在直面している諸困難は相互に分離不可能であり、個別に考察しえないことを考慮すると、現在および中期的に必要なことは、適切な国内需要を確保するための政策と持続的成長を維持するうえで適切な環境、すなわち、低い物価上昇率、開放的な市場指向経済体制の維持、設備投資および企業利潤の回復といった環境を作るために必要な政策を組合せていくことである。

(注) 52年7月号「要録」参照。

(3) 以下に示された協調的行動プログラムの重要な特徴は、各加盟国の個々の行動が共同してとられることにより、各国がそれぞれ直面している諸制約を緩和しうるということである。

2. 協調的行動のプログラム

(1) ベルギー、カナダ、フランス、西ドイツ、イタリア、日本、スイスおよび英国は、今後18か月にわたって国内需要を77年より相当(significantly)拡大させるべきである。あるいは、すでに設備が完全稼働状態にある場合には、生産能力の増大と見合う範囲で拡大させるべきである。需要拡大措置の規模と時期は各のおかれている状況に応じて決定されるべきであるが、国際収支ポジションの強い諸国には特別の責任がある。その他諸国は、インフレの抑制、国際収支の改善に努力すべきであり、特に米国は最近のインフレの高進を抑制すべきである。

(2) 本理事会は、開放的な市場指向経済体制を維持するため、1974年5月30日に採択された貿易制限自粛宣言をさらに1年間延長することを決定したほか、近い将来、多角的貿易交渉を成功裡に終結せしめるとの決意を再確認した。

(3) エネルギー政策の強化は協調的行動プログラムの極めて重要な一環である。適切な価格設定が、エネルギー利用の効率化を促進し、エネルギー供給の拡大を図るうえで、最も重要な手段であることを考慮し、エネルギー価格が世界的水準より依然低い国は、エネルギー政策の推進においては、価格面に特に注意を払うべきである。またエネルギー節約を図る観点から、石炭利用の拡大、原子力開発計画の推進等に一段の努力を払うべきである。米国がこのような線に沿って広範なエネルギー政策を可及的速やかに採用することが極めて重要である。

(4) 本理事会は、為替相場が基礎的な経済状態を反映すべきであることを認識しつつも、各国が引き続き密接に

協力し、為替市場に混乱(disorderly conditions)が生じた場合には、市場介入を行うことに合意した。為替市場の一層の安定は、各国経済主体のコンフィデンスを改善し、経済の持続的成長の達成に資するであろう。

3. 世界的相互依存および開発途上国との関係

- (1) 本理事会は、OECD諸国の繁栄は孤立しては達成しえないと認識に立ち、開発途上国との協力強化の重要性を強調した。緩やかな経済成長のもとで、開発途上国における工業面の発展は一部の産業における調整問題(adjustment problems)の一要因となっているが、開発途上国との貿易は先進国、開発途上国双方に利益をもたらしている。本理事会は世界的規模での開放的、多角的貿易体制を維持すること、また世界の生産、貿易パターンの変化に対し調整を行う用意のあることを再確認した。
- (2) 開発途上国における投資増大は、当該国の開発を進展させるとともに、持続的かつ均衡のとれた世界経済の成長に寄与し、先進国および開発途上国の双方にとって共通の利益を有することになる。
- (3) 本理事会は開発途上国経済の強化、多様化を通じて、同国民の適度の生活条件を確保し、開発途上国が世界経済のより平等なパートナーとなるのを助けるために、開発協力のアプローチを発展させる必要性につき合意した。また援助国であるOECD諸国は、効果的かつ実質的に政府開発援助を増大させるとともに、この面でのOECD諸国間のバランスを改善する意向を確認した。

◇OPEC、第51回総会を開催

OPEC(石油輸出国機構)の第51回総会は、6月17~19日、スイスのジュネーブで加盟13か国の代表が参加して開催されたが、焦点の原油価格引上げについては、世界市場における原油の供給過剰状態を背景に、前回総会(1977年12月、カラカス)に続き見送りとなった。

今次総会の合意内容等は次のとおり。

- ① 原油公定市場価格の引上げについては、合意が成立せず、この結果、OPEC原油価格の基準となるアラビアン・ライト価格は77年7月以来本年末まで1年半にわたり1バレル当たり12.70ドルに据置かる見通しとなった。
- ② ドル減価問題に対処するため、高級専門家委員会(a high level committee of experts、議長ハリーファ・クウェート石油相)を設置する。
- ③ 次回(第52回)定例総会は12月16日、アブダビ(アラブ首長国連邦)で開催する。

米州諸国

◇米国、公定歩合を引上げ

連邦準備制度理事会は6月30日、ニューヨーク連銀等9地区連銀(注)が公定歩合を7%から7.25%に引上げ7月3日から実施することを承認した旨発表した。今回の引上げは1月、5月に続き本年3回目の措置(通算引上げ幅1.25%)であり、この結果水準は75年初以来の高水準となった。

同理事会は今回の措置の趣旨について、「最近における短期市場金利の上昇にかんがみ、公定歩合と短期金利との均衡を図るため」と説明している。

(注) 次いで7月7日にはフィラデルフィア、カンザス・シティ両連銀が、10日にはアトランタ連銀が同様の引上げを実施。

◇カナダ政府、日米欧銀行との間でスタンダードバイ・クレジット取決めを締結

カナダ政府は6月23日、Citicorp International Groupを主幹事とする日米欧90銀行(うち邦銀21行)との間で総額30億米ドルのスタンダードバイ・クレジット取決めを締結した旨発表した。今次措置についてクレチャン蔵相は「この取決めは必要に応じて外貨準備を補強できるようにするためのものである」と述べている。借入条件等は次のとおり。

借入形式 revolving方式

極度額 30億米ドル(ただし最初の4年間、その後は毎年段階的に極度額を引下げ8年目には10億米ドルとする)

期間 8年間

金利 本取決め参加米国大手銀行のプライムレート(ただし最初の4年間、後半の4年間にについてはプライムレート+0.25%(注))

(注) このほか、次のような手数料が賦課される。

- ① 未引出額に対する約定手数料は年利0.25%。
- ② 資金引出し1回ごとに本取決め締結日(2年目以降はそれぞれの応当日)から引出し日までの間の追加手数料として年利0.25%を賦課(なお一たん資金返済を行い再度資金を引出した場合には直近の返済日から引出し日までを対象とする)。

なお本件に先立ちカナダ政府は4月4日、昨年10月にカナダ国内主要銀行との間で締結したスタンダードバイ・クレジット取決め(52年11月号「要録」参照)につき、その限度額を15億米ドルから25億米ドルに増額する方針を明らかにした。

歐　洲　諸　國

◇西ドイツ、マルク建外債発行の再開を決定

- 西ドイツ中央資本市場委員会、マルク建外債小委員会は6月8日、5月12日以降新規発行を停止(6月号「要録」参照)してきたマルク建外債について、次回会合(7月17日開催予定)までの間、差当り1部銘柄(4銘柄330百万ドイツ・マルク)に限り発行を再開する旨決定した。また、7月以降の発行については次回会合において市場の情勢を判断し、決定することとしている。
- 本措置について、市場筋では、5月末来の米ドル相場の軟化に伴い、再び海外からのドイツ・マルク債買が幾分でてきたこともあって、4月以降の債券市場金利の上昇傾向もこのところ一般状態になっている(注1)ことから、こうした最近の債券市場の地合いをそこなわない範囲で小規模(注2)の発行再開を認め、慎重に市場の反応を瀕踏みしようとしたものとの受け止め方をしている。

(注1) 債券市場平均流通利回り(6%もの、単位・%)
 53年1月末 2月末 3月末 4月末 5月末 6月6日
 5.48 5.38 5.38 5.37 5.53 5.53

(注2) マルク建外債(公募)発行状況

銘柄数	発行額(百万マルク)
53年1月	10 1,375
2〃	7 1,230
3〃	7 1,170
4〃	7 1,050
5〃	7 1,275

 (6月20日まで発行なし)

◇西ドイツ、連邦鉄道債を発行

西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は6月9日、6%もの連邦鉄道債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、最近の債券相場の軟調を映じて前回発行時(78年1月中旬、2月号「要録」参照)に比べ応募者利回りが幾分引上げられ(6→6.14%)、期間も短縮されている(12→10年)。なお、同委員会によれば本連邦鉄道債の消化状況は個人投資家の堅調な買い需要に支えられ比較的良好とされている。

発行額 750百万ドイツ・マルク(注)
 表面利率 6 %
 期間 10年
 発行価格 99 %
 応募者利回り 6.14 ‰
 売出し期間 6月14~16日

(注) ただし、上記発行額中750百万ドイツ・マルクについてはドイツ交通信用銀行が直接受け、さらに750百万ドイツ・マルクについてはブンデス銀行が市場価格操作のため留保する。

◇ブンデス銀行、手形買オペレーションを停止

- ブンデス銀行は6月19日、売戻し条件付手形買オペレーション(期間10日、適用利率3.25%)を停止する旨決定した(即日実施)。
- 今次措置について、ブンデス銀行では、「先般の最低準備率の引下げ、債券買オペ等の金融緩和措置により、6月の大納税期は十分乗り切れる見通しがつき、当面の流動性供給もロンバート貸付で賄えるとみられるため、本手形買オペレーションの継続は不要と判断したもの」と説明している。

◇西ドイツ経済専門委員会、特別意見書を発表

- 西ドイツ政府の諮問機関である経済専門委員会(通称5賢人会、委員長 Olaf Sievert ザールブリュッケン大学教授)は6月20日、政府に対し特別意見書を提出した。本意見書の概要は次のとおり。
 - 西ドイツ経済の先行きについて、更年後の停滞状況がそのまま持続するとは考えられないが、本年の実質経済成長率はもはや3%を上回ることは難しく(昨年秋の本委員会年次経済報告における成長率見通しは政府見通しと同様の3.5%)、この程度の経済成長のもとでは失業問題のはかばかしい改善は期待できない。
 - 経済の現状に照らしてみると、財政政策のあり方としては、一時的な需要追加策を採用するよりは、景気低迷の背景となっている構造的諸条件の改善に注力することが望ましい。その場合、高コスト等に伴う収益環境の悪化から現在沈滞している民間設備投資の回復に最も留意する必要がある。具体的な施策としては、政府は、総額140~200億ドイツ・マルクにのぼる、現行累進課税率の正による所得税減税および営業税の段階的引下げによる企業減税を、早急に実施すべきである。本措置に伴う税収減については、財政赤字幅の拡大を抑制するため、その一部を付加価値税等間接税の引上げでカバーすることが望ましい。
 - 金融政策については、現状以上に低金利政策を推進してもその効果はほとんどない。ブンデス銀行は通貨供給量の過度の増大によりインフレーションを惹起することのないよう、引き続き慎重に対処すべきである。
 - 現在労働サイドから提唱されている労働時間短縮(注)は、企業のコスト・アップ要因となるうえ、労働力の質、流動性等さまざまな現実的制約を考慮すると、失業問題の解消には結びつき難いものとみられ、妥当な政策とは考えられない。

(注) 例えば、ドイツ労働総同盟(DGB)では、現行労働時間の過

40時間を35時間に短縮することを要求している。

2. 本意見書に対する反響をみると、「現在の景気回復力の弱さは主として構造的な要因に根ざしたものであるとしている点、問題の本質を正しく指摘したものであり、提言の内容も極めて現実的である」(ドイツ工業連盟、商工会議所)等、総じて肯定的な受け止め方が多く、「政府は提言に沿って民間設備投資促進の環境作りに注力すべきである」(ドイツ銀行協会)との声も聞かれる。

◇ ブンデス銀行、再割引わくの拡大を決定

1. ブンデス銀行は6月29日、同行再割引わく(Rediskontkontingente)を30億ドイツ・マルク拡大し(拡大後の再割引わく250億ドイツ・マルク)、7月1日以降実施する旨決定、発表した。

2. 本措置について、同行エミンガー総裁は要旨次のとおりコメントしている。

(1) 本措置は夏期休暇シーズン入り等季節的な現金需要に対処しつつ、中央銀行通貨の供給を、現在高水準に推移しているロンパート貸付等臨時の手段からより持続的な手段におき換えることをねらいとしたものである。

(2) 今後の各行別の配分に当っては、金融機関の手形保有状況を勘案し、若干の技術的調整を行う予定である(注)。具体的には手形保有量の多い大銀行等に厚目に配分されることになろうが、こうした調整により再割引わくの利用率は現在の7割から8割程度に上昇しよう。

(注) ブンデス銀行は77年中3回(3月、6月、8月)にわたり再割引わくを拡大したが、各行別わく配分と各行別玉保有量がバランスせず、當時かなりのわく空きが生ずる結果を招来していた。

(3) ブンデス銀行は先般の最低準備率の引下げ(6月号「要録」参照)、今回の再割引わくの拡大に加え、債券市場において相当量の連邦債買オペレーション(注)(6月号「要録」参照)を実施しており、当面必要となる中央銀行通貨の供給はこうした措置により円滑に行われるものと期待している。

(注) ブンデス銀行によれば、買入れ額は6月中約8億ドイツ・マルク、年初來約15億ドイツ・マルクとされている。

◇ フランス政府、1978年改訂経済見通しを発表

1. フランス政府は6月9日、1978年改訂経済見通しを発表した(同時に1979年の経済見通しについても発表)。

今回発表された1978年経済見通し等の内訳は下表のとおりである。

政府経済見通し

(前年比増減率・%)

	1977年 実績	1978年		1979年 見通し
		当初 見通し (77年9月 表)	改定 見通し (78年6月 表)	
実質GDP	2.9	4.5	3.2	3.7
個人消費	2.5	4.0	3.8	3.8
総固定資本形成	△0.6	2.9	2.0	3.2
うち民間企業 設備投資	△0.9	3.7	3.3	5.0
輸出	6.3	8.1	6.6	6.5
輸入	1.0	7.1	6.8	7.5
消費者物価上昇率 (年末の前年同月比)	9.0	6.5	ほぼ10	ほぼ8
(年平均前年比)	9.4	7.6	9.2	8.5
賃金上昇率(名目)	12.7	n.a.	12.3	12.1
(年平均)(実質)	2.1	1.7	2.3	2.3

2. 今回の経済見通し改訂に関して政府は、「景気は回復過程をたどってはいるものの、設備投資の回復の遅れ等を考慮すると、本年の実質GDP成長率は77年を若干上回る程度にとどまろう。79年中もこのよう緩やかな景気回復を持続するものとみられる」(モノリー経済相)、また「78年中の消費者物価は、石油消費税の引上げ、公共料金引上げ(5月号「要録」参照)等の影響から、前年比10%程度(12月の前年同月比)と77年(同9.0%)に比べ上昇率が若干高まることもやむを得ない。しかし、基調的にはフラン相場の安定、賃金抑制策等の奏効から、このところインフレ圧力は軽減化しているものとみられる」(バール首相)と説明している。

◇ フランス、市中銀行短期貸出基準金利を引下げ

1. ソシエテ・ジェネラル銀行は6月28日、短期貸出基準金利を0.25%引下げ(9.3→9.05%)7月1日以降実施する旨発表、その他市中銀行も直ちにこれに追随した。今次引下げは昨年9月1日、公定歩合の引下げ(10.5→9.5%)に追随して0.3%の引下げ(9.6→9.3%)を実施して以来のことである(52年9月号「要録」参照)。これに伴い一連の貸出金利も同率引下げられた(年商200百万フラン以上の一級企業向け金利:商業手形割引歩合10.3→10.05%、当座貸越10.75→10.5%など)。

2. 今回の引下げについて、フランス銀行協会等では、「最近のフラン相場の堅調に伴う短期市場金利の低下傾向を映じたもの」と説明している。

◇英國、金融引締め措置等を発表

英蘭銀行は6月8日、最低貸出歩合の引上げを含む金融引締め措置を発表、同日、大蔵省も公共部門借入需要削減を企図した財政措置を発表した。一連の金融・財政措置の概要は次のとおり(本措置のねらい、反響等については「国別動向」参照)。

(1) 金融措置

1. 最低貸出歩合(MLR)の1%引上げ(9.0→10.0%)^(注)。

(注) 5月25日の最低貸出歩合決定方式変更後第1回目の引上げである。

ロ. 増加率ベースの特別預金制度の再発動^(注)。

(注) 77年8月11日以降適用を停止されていたもの(52年9月号「要録」参照)。

(イ) 全銀行(北アイルランド銀行を除く)および割賦販売金融会社に対し、利付債務の増加率が下記基準増加率を超えた場合、超過額の最高50%までの追加特別預金(Supplementary Special Deposits、無利息)を英蘭銀行に預入することを義務づける(ただし、対象期間における対象債務の平均残高が10百万ポンド未満の先是免除)。

(ロ) 増加額算定のための基準残高は、77年11月から78年4月までの6か月間の銀行計数報告日(make up days)の残高の平均額とし、差当たり、78年8月~10月の平均残高の基準増加率(基準残高比増加率)を4%とする(最初の積立義務は11月に発生)。

(ハ) 特別預金の預入率は、基準残高に対する対象債務の増加率が上記基準増加率を超える程度に応じ、次のとおりとする。

基準増加率を超える部分が3%以下の増加額
に対して 5%

〃	3%超 5%以下	〃	25%
〃	5%超	〃	50%

(2) 財政措置

社会保険料の雇用主負担引上げ

社会保険料の雇用主負担については、77年4月6日以降、通常の雇用主負担に2%を上乗せした追加負担(surcharge)が課せられているが、この追加負担率を78年10月2日以降引上げる^(注)。

(注) 初当時の政府案は、引上げ幅が2.5%ポイント(追加負担率、2→4.5%、78年度增收効果5億ポンド)となっていたが、議会での採決のかぎを握る自由党が同案に難色を示したため、6月28日に至り、政府は引上げ幅を1.5%ポイント(同2→3.5%、3億ポンド)に修正した。

◇英國、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引上げ

ロンドン手形交換所加盟大手4行(National Westminster, Barclays, Midland, Lloyds)は6月9日、英蘭銀行の最低貸出歩合引上げ(9.0→10.0%)に追随し、貸出基準金利(base rate)を1%、通知預金金利を0.5%(National Westminster, Lloyds)ないし1%(Barclays, Midland)引上げ、6月12日以降実施する旨発表した。

この結果、引上げ後の水準は貸出基準金利が各行とも10.0%、通知預金金利は6.5%ないし7.0%(National Westminster, Lloyds 6.5%、Barclays, Midland 7.0%)となる。

National Westminster, Lloyds両行の通知預金金利引上げ幅が他行に比し小幅にとどまったのは、最近の利鞘縮小傾向を考慮したためとみられている。

◇英國、住宅金融協会、出資金配当率および不動産抵当貸付金利の引上げを発表

1. 住宅金融協会連合会は6月9日、出資金配当率の引上げ(5.5→6.7%<7月1日実施予定>)およびこれに伴う不動産抵当貸付金利の引上げ(8.5→9.75%<新規貸付分は即日実施、既往貸付分は7月1日実施予定>)を決定、傘下住宅金融協会に対し勧告した。

2. 本措置は、最近の市中金利の上昇傾向にもかかわらず、住宅金融協会の出資金配当率が本年2月以降据置かれていたため、同協会が資金流入の著しい鈍化^(注)により、資金不足に陥りかねない情況に立至ったためにとられたものである。

(注) 住宅金融協会へのネット資金流入額(単位・百万ポンド、季節調整込み、月平均)

77年第4四半期	522
78年第1四半期	350
〃 4月	335
〃 5月(速報)	211
〃 6月(見込み)	150

◇英蘭銀行、特別預金預入率の一時引下げを発表

1. 英蘭銀行は6月15日、全銀行(北アイルランド銀行を除く)および割賦販売金融会社の特別預金預入率を6月19日以降7月23日までの期間、以下のとおり一時的に引下げる旨発表した^(注)(本措置により金融機関に還付される資金量は約6億ポンド)。

現 行 特別預金対象債務残高の 3%

6月19日以降	〃	1.5%
---------	---	------

7月3日 〃	〃	2%
--------	---	----

7月24日 〃	〃	3%
---------	---	----

(注) 特別預金預入率の一時的引下げ措置は76年1月、77年1月にも

同様の目的で実施されている(51年2月号、52年2月号「要録」参照)。

2. 本措置に関し、英蘭銀行は次のとおり説明している。

「先週の金融・財政緊縮措置(「要録」別項参照)実施以来、民間部門の長期国債保有意欲が高まり、同部門の国債購入が集中した結果、短期金融市場が著しく逼迫した。本措置はこうした事態に対処するためとられたものであり、先般再発動された増加率ベースの特別預金制度(「要録」別項参照)の持つ貸出増加抑制機能を阻害することなく円滑な市場調節を実施することを目的としたものである。」

◇英国、設備投資助成措置を延長

1. 英国政府は6月29日、本年6月末期限切れ予定の選択的設備投資助成制度(selective investment aid scheme)(注)を、本制度に対する財政支出わくを増わく(125百万ポンド→150百万ポンド)のうえ、さらに79年6月末まで1年間延長する旨決定、公表した。

(注) 本制度は76年12月、設備投資を促進し、生産効率の向上を図るとともに国際収支の改善にも資する目的で導入されたものである(52年1月号「要録」参照)。なお、これまでに75件、37百万ポンドの設備投資助成が認可されており、6月現在さらに185件の案件が申請されている。

2. 本制度延長の発表にあたり Varley 産業相は、「本制度による設備投資の促進を通じて、82年以降毎年約2億ポンドの国際収支改善が期待できよう」と述べ、本制度を引き続き活用していく方針を明らかにした。

◇イタリア政府、企業の財務内容改善支援策を決定

イタリア政府は6月16日、経営困難に直面している企業に対する金融機関等による救済体制の確立等を内容とする、企業の財務内容改善支援策を閣議決定した。本措置は昨秋来の産業界からの要請に応え、経営難に直面している企業の短期債務返済圧力を軽減するためにとられたものである。その概要は以下のとおり。

(1) 企業救済コンソーシアムへの金融機関参加の認可等

i. 一般金融機関(azienda di credito)(注1)および中長期金融機関(istituto di credito)(注2)は、信用貯蓄閣僚審議会(Comitato Interministeriale per il Credito ed il Risparmio)(注3)の承認に基づくイタリア銀行の認可を得て、企業(親会社を含む)が財務内容改善のために発行する株式、転換社債の引受け、および販売を目的とするコンソーシアム(società consortile、存続期間5年)に資本参加し得ることとする(同コンソーシアムには一般企業も参加可能)。

(注1) 商業銀行、貯蓄銀行、動産抵当銀行、および農民・職人銀行の総称。

(注2) イタリア興業銀行、中期信用銀行、産業金融会社、中小企業中期信用中央金庫等を指す。

(注3) 大蔵大臣以下8名の主要経済閣僚、およびイタリア銀行総裁により構成され、金融政策および金融行政に関する基本方針を策定する。

ロ. 1コンソーシアムに対する出資比率は、一般金融機関についてコンソーシアム資本総額の20%、中長期金融機関について同50%を限度とする。

(2) コンソーシアム参加機関等に対する優遇措置

イ. コンソーシアム参加機関は、出資金の3分の1相当額を積立金として課税対象所得から控除することができる。ただし、コンソーシアム解散に伴い、上記積立金は、その後5年度にわたり均等額づつ課税対象所得に組入れられることとする。

ロ. コンソーシアム引受け株式あるいは転換社債を購入した個人は、その保有期間およびそれに続く2年間、2百万リラを上限として、購入額の10%相当額を所得税から税額控除することができる。

(3) 金融機関の債務棚上げ措置の奨励

イ. 一般金融機関および中長期金融機関は、信用貯蓄閣僚審議会の承認に基づくイタリア銀行の認可を得て、下記(i)、(ii)の条件で企業に対し債務棚上げを行った場合、税制面の優遇措置(下記ロ)を享受しえることとする。

(i) 棚上げ期間は5年以上、金利は当初約定金利より低利とする。

(ii) 本法律施行後3年内に棚上げ措置を行う。

ロ. 上記棚上げ措置を講じた金融機関は、当初の約定金利により算出される利子と、棚上げ期間中の金利により算出される利子との差額相当額を当該年度中、課税対象所得から控除することができる。

◇イタリア、為替管理の緩和を実施

1. イタリア政府は6月16日、業者段階での輸出ユーチュンス(最長通関後120日まで)供与に際し義務づけられた外貨借入最低限度(注)を同19日以降撤廃する旨発表した。

(注) リラ防衛策の一環として76年5月に導入されたもので、77年6月9日以降外貨借入最低限度は輸出金額の25%相当額となっていた(52年7月号「要録」参照)。

2. 今次措置の背景としては、①国際収支の改善傾向を背景としてリラ相場が堅調を持続していること、②同国対外準備が現在高水準に達していること、等が指摘されている。

◇オランダ、「投資促進法」を制定

1. オランダ上院は6月28日、民間設備投資に対する補助金支給を主な内容とする「投資促進法」を可決した(本年5月24日にさかのぼって施行)。

同法の主な内容は次のとおり。

(1) 設備投資助成金の支給(4年間、総額130億ギルダーラー)

本措置の対象は、第1段階(78年5月24日～78年末)においては、中小企業による投資、地域開発関係投資等、また第2段階(79年1月1日以後)においては、上記設備投資のほか技術革新・省エネルギー・環境保全投資等とする。

(2) 特定地域における設備投資優遇措置

産業立地の地域分散を図る見地から、フローニング等一部地域^(注)における設備投資については、さらに優遇税制措置の対象とする。

(注) Groningen, Drenthe, Overijssel, Friesland, Limburg の各地域。

2. 同法案は、民間設備投資を促進することを目的として、76年6月に議会に上程されて以来審議が続けられてきたもので、同法成立に伴い加速度償却等による投資促進措置は廃止されることとなった。

◇デンマーク、商業銀行等に対する市中貸出規制わくの増額を決定

デンマーク中央銀行は6月26日、商業銀行等に対する市中貸出限度わくを4%(約42億クローネ)増額し、6月31日以降実施する旨決定、発表した。

今次措置は、商業銀行等に対する最近の資金需要動向に照し従来の限度わくが、実情にそぐわなくなったため採られたものとみられている。

◇フィンランド、商業銀行に対する信用割当わくを削減

フィンランド銀行は6月3日、商業銀行に対する中央銀行信用割当わくを5億マルカ削減して14億マルカとする旨決定、発表した。

本措置についてKoivisto同行総裁は、「金融機関貸出がこのところ増加傾向^(注)を示しており、これがマネーサプライの増加、ひいてはインフレの再燃につながる懸念が生じてきたため、実施したものである」と説明している。

(注) 金融機関貸出額推移(前年同期・月)比、%

76年	77/1Q	2Q	3Q	4Q	78/1月
12.7	10.6	10.2	10.5	11.1	11.5

◇オーストリア中央銀行、貸出残高増加率規制の延長を決定

オーストリア中央銀行は5月24日、本年5月末期限切れ予定の貸出残高増加率規制(月間増加率1.1%、52年7月号「要録」参照)を、基準時点を来年3月31日に変更(従来77年3月31日)のうえ、本年末まで延長する旨決定、発表した。本措置につき、同行では「現在のところ、国内の資金需要は弱いが、とりあえず同措置を継続することとした」とのみコメントしている。

◇オーストリア中央銀行、公定歩合を引下げ

1. オーストリア中央銀行は6月28日、公定歩合を1%引下げ4.5%(ロンパート・レートも1%引下げ5.0%)とし、翌29日以降実施する旨発表した。同行の公定歩合変更は、昨年6月の引上げ(4.0→5.5%)以来であり、引下げ措置がとられたのは76年1月(5.0→4.0%)以来2年ぶりのことである。

2. 本措置につき、オーストリア中央銀行は「今回の公定歩合の引下げは、最近の市場金利の低下傾向にかんがみとられたものであるが、本措置に伴い今後市場金利の低下が一段と促進され、それが沈滞している民間設備投資の回復に寄与することが期待される」とコメントしている。なお、オーストリアでは昨年夏以降国際収支の赤字幅拡大、景気後退という状況下にあって、引締め気味の政策運営を続けてきたが、今春以降国際収支に改善傾向がうかがわれるところから、今回の公定歩合引下げは、ここへきて景気回復に重点を置いた政策運営に転じたことを示すものと受け止められている。

◇スペイン、外国銀行の国内進出を認可

スペイン政府は6月16日、同国金融制度の国際化、近代化等の見地から外国銀行の国内支店、子会社開設を以下の条件のもとで認可する旨発表した(同23日実施)。

① 外国銀行は支店(3店舗を限度とする)あるいは株式全額所有の子会社(スペイン法人)のいずれかを開設することができる。

② 資本金の最低額は、支店1店舗当たり750百万ペセタ、子会社の場合は同1,500百万ペセタとする。

③ 外国銀行のペセタによる取引額はスペインにおける総保有資産額の40%以下とする。

なお、同国が外銀進出を認可したのはスペイン内戦(1936～39年)以来初めてのことである。

◇スペイン中央銀行、強制特別預託制度を再導入

スペイン中央銀行は6月22日、市中銀行の非居住者外

貨建て預金(交換可能ペセタ建て預金を含む)の増加額(前日の当該預金残高比)につき、その全額を中央銀行に預託(無利子)させる旨発表した(即日実施)。本措置はこのところ目立ってきている同国への短資流入を抑制するためとられたものとみられている。

◇ポルトガル、西ドイツからの借款を発表

ポルトガル政府は6月12日、同国の大額な国際収支赤字をファイナンスするため、政府および中央銀行が西ドイツの銀行(幹事銀行、ヴェスト・ドイッチュ・ランデスバンク、コメルツ・バンク)から(1)ドル建て、および(2)マルク建ての借款供与を受ける旨発表した。本借款の供与条件等は次のとおり。

	(1)ドル建て	(2)マルク建て
借入主体	ポルトガル政府	ポルトガル中央銀行
借入額	150百万ドル	420百万マルク
期間	7年(返済期間4年)	10年(返済期間3年)
金利	LIBOR+1%	6.4%

◇アイスランド、総選挙を実施

アイスランドでは6月25日、74年6月以来4年ぶりに総選挙が実施された。今回の総選挙では、インフレ、賃金問題を中心とする国内経済問題が主な争点となつたが、開票結果は次表のとおりで、野党(社会民主党、人民連合)の躍進が目立ち、連立与党である独立党(保守系)および進歩党(中道系)の議席数は大幅に減少、過半数をかろうじて確保したにとどまった。

	新議席数	前回 (1974年6月)		
		今回 得票率	議席数	左 同得票率
独立党	20	33.4%	25	41.7%
進歩党	12	20.0	17	28.3
社会民主党	14	23.3	5	8.3
人民連合	14	23.3	11	18.3
左派自由党	0	0	2	3.4
合計	60	100.0	60	100.0

◇ギリシャ、国際協調融資団からの借款を発表

ギリシャ政府は6月15日、同国の大額な国際収支赤字(経常収支赤字額、77年12.5億ドル→78年<見通し>15億ドル)をファイナンスするため、国際協調融資団(主幹事、バンカーズ・トラスト・インターナショナル)との間で、総額3億ドルの借款協定に調印した。借款条件は次のとおり。

期間	10年(返済期間4年)
金利	当初3年 LIBOR+5%
	その後7年 ノ +3%

◇ギリシャ、インフレ対策等を発表

ギリシャ政府は6月19日、最近の物価上昇傾向(注)に対処するため、公定歩合引上げを含む次のようなインフレ対策等を発表した。

(1) 金融措置

- イ. 公定歩合を3%引上げる(11.0→14.0%、7月1日実施)。
- ロ. 金融機関の預金金利を2.5~3.0%、貸出金利を1%それぞれ引上げる(7月1日実施、引上げ後の最高金利、貯蓄預金10.5%、定期預金12.5%、長期貸出12%、短期貸出18%、ただし輸出向け貸出金利は9.5%に据置き)。

(2) 財政措置

- イ. 公共投資の10%削減、公務員の新規採用の一時停止などにより財政支出の削減を図る。
- ロ. 公共料金を78年末まで凍結する。
- ハ. 株式投資の促進を図るため、配当所得に対する免税点を引き上げる(個人投資家60→90千ドラクマ、法人投資家15→25千ドラクマ)。

	前年(同期・月)比%	
75年 76年 77/1Q 2Q 3Q 4Q	78/1月 2月	
消費者物価	13.4 13.3	11.1 11.8 12.7 13.0 13.4 13.2
卸売物価	8.1 10.8	11.5 13.4 13.3 11.8 10.8 11.3
(工業製品)		

アジアおよび大洋州諸国

◇ASEAN、第6回経済閣僚会議を開催

ASEAN(東南アジア諸国連合)は、6月5~6日、ジャカルタにおいて第6回経済閣僚会議を開催した。本会議では前回(52年10月号「要録」参照)に引き続き、ASEAN共同工業プロジェクトに関する各国の利害調整やASEAN域内特恵対象品目の拡大等について討議が行われ、次の諸点で合意をみた。

(1) 共同工業プロジェクトの第2号(第1号はインドネシアの尿素肥料プロジェクト)として、マレーシアの尿素肥料プロジェクトを正式に承認する。ただし、インドネシアとの競合問題があるため、規模を当初予定より縮小する(日産1.3千トン→同1.0千トン)。

また、これら2プロジェクトについては遅くとも本年10月までに合弁会社を設立するものとするが、その出資割当については、非公式経済閣僚会議(76年

8月、クアラルンプール)において合意をみていた方式(注)を変更し、ホスト国以外の出資はプロジェクトごとに各国が相談して決めることとする。

なお、シンガポールのディーゼル・エンジン・プロジェクトについては、同国とインドネシアの調整がつかず(インドネシアはシンガポールが大型500馬力以上を担当するよう主張)、承認は持越された。

- (2) 域内特恵対象品目(現在71品目)に、新たに755品目を追加し、本年9月1日以降実施する。さらに今後域内の貿易交渉会議のつど、少なくとも100品目ずつ追加する。
- (3) 米の域内融通円滑化のため、各国に米備蓄制度(rice reserve stock)を設置し、ASEAN中央米緩衝在庫(central rice buffer stock)の設置を検討する。

(注) 各国の出資シェアは、ホスト国が60%、他の4か国が残りの40%を均等に分担。

◆ ASEAN 第11回閣僚会議および日本・ASEAN 外相会議の開催

ASEAN(東南アジア諸国連合)は、パタヤ(タイ)において、6月14～16日、第11回閣僚会議(毎年1回開催される定例外相会議)を開いたのに続き、翌17日には、日本・ASEAN外相会議を開催した。両会議の概要は次のとおり。

1. 第11回閣僚会議

本会議では、昨年発足10周年を迎えたASEANの「次の10年」へ向けての外交・経済戦略が検討され、①インドネシア情勢を踏まえたASEANの安全保障問題、②域内経済協力問題、③国際的保護貿易主義傾向の増大への対応策、等が主要議題とされた。

この結果、①東南アジア中立化構想実現へ向けての努力の再確認、②先進国との貿易関係改善や多角的貿易交渉における先進国オファーの改善要請等、では合意がみられたものの、ASEAN共同工業プロジェクトの1つであるシンガポールのディーゼル・エンジン・プロジェクトに関する域内調整は6月5～6日の経済閣僚会議(「要録」別項参照)に統いて不成功に終り、予定されていた共同工業プロジェクトに関する基本協定およびすでに承認済みのインドネシア、マレーシアの2プロジェクト(いずれも尿素肥料)に関する補足協定への調印も延期された。

なお、本会議で採択された共同声明の要旨は次のとおり。

- (1) ベトナム・カンボジア間の継続する紛争と、中国・ベトナム間の緊張の高まりに懸念を表明し、これらの

平和的方法による解決を希望する。

- (2) ASEAN諸国は、東南アジア平和・自由・中立化構想が実現するようさらに努力を続けることで合意する。
- (3) 第6回経済閣僚会議が域内経済協力の進展に効果的な役割を果たしたこと満足する。特に特恵対象品目の追加は貿易面の協力にはずみをつけるうえで役立つものである。
- (4) 同会議がASEAN共同工業プロジェクトに関する基本協定およびインドネシア、マレーシアの尿素プロジェクトに関する補足協定を承認したことに留意する。
- (5) 一次產品共通基金創設の遅れならびに個別商品交渉の準備の進展が十分でないことに失望と懸念を表明する。
- (6) 多角的貿易交渉が重要な段階に達したことから、東京宣言の原則に沿って具体的かつ意義のある成果を達成するため、米国、日本、ECに東京ラウンドベースでの種々のオファーの改善を要請する。

- (7) 國際貿易の分野で保護主義的傾向が台頭していることに懸念を表明、先進諸国に対し、ASEANとの貿易関係を改善するよう必要な措置をとることを要望する。

2. 日本・ASEAN外相会議

本会議は、わが国福田首相のASEAN訪問(昨年8月)の成果をフォロー・アップするかたちで、わが国側が開催を要請した結果実現したもので、わが国からは園田外相が出席し、貿易・援助問題を中心に話し合いが行われた。この結果、わが国は福田首相訪問の際の経済、文化交流等の公約を再確認するとともに、本年7月開催予定の先進国首脳会議(ポン)には、ASEAN諸国の関心事を考慮した立場で臨む旨を表明した。本会議終了後のプレスコミュニケの要旨は次のとおり。

- (1) 日本の外相は、78年7月のポンの主要国首脳会議に臨む日本の立場について説明したが、その立場はASEAN諸国の関心事を考慮に入れたものとなる。
- (2) 日本の外相は、ASEAN諸国たためのSTABEX(輸出所得安定化)制度に日本が関心をもっている旨再度表明した。また、ASEANに対し、日本は共通基金に関する第3回全権交渉会議を確実に成功させるため、積極的に貢献する所存であり、さらに多角的貿易交渉(東京ラウンド)に関するASEAN側の要請に好意的に応えるであろうと述べた。
- (3) ASEAN共同工業プロジェクト実現のため、日本は種々の形での資金援助を行う用意がある旨、また必要な技術援助を引き続き供与する用意がある旨を再確認した。
- (4) 日本はASEAN域内の文化協力を促進するうえでの

ASEAN 側の努力を援助するため、ASEAN 文化基金に対し、50億円を年賦で拠出する用意がある旨再確認した。

◇アジア開発銀行、円建債を発行

アジア開発銀行は、6月9日、第5回目(注)の円建債を発行した。概要は次のとおり。

金額 150億円

期間 15年

利 率 年 6.30%

引受会社 日興証券(主幹事)、野村証券、大和証券、山一証券

本発行による調達資金は、同行の通常財源(ordinary capital resources)に組入れられ、通常の貸出資金に充当される。

(注)これまでの4回の発行年月および条件は次のとおり。

	発行年月	金額	期間	利 率
第1回	70年11月	60億円	7年	年 7.4%
2	71年10月	100	7	7.4
3	72年4月	100	10	7.4
4	76年3月	150	12	8.7

なお、アジア開銀は、当初本年3月に第5回目の発行(200億円)を予定していたが、同行の融資先であるアジア諸国の発行する円建債と金利差がほとんどないことを理由に発行を中止した経緯がある。

◇韓国、本年第1四半期のG N Pを発表

韓国銀行が6月発表したところによれば、韓国の本年第1四半期(1~3月)の実質G N P(暫定)は、前年同期

韓国の国民総生産(実質ベース)

(前年または前年同期比増減(△)率・%)

		1976年	1977年	第1・(暫定)四半期
G	総 農 林 水 産 業	15.5	10.3	15.8
N	鉱 工 業	8.9	3.1	△ 5.1
N	うち 製 造 業	25.4	11.2	19.2
P	(輕 工 業)	26.1	11.2	19.4
P	(重 化 学 工 業)	(23.6)	(7.3)	(12.5)
G	社 会 間 接 資 本	(30.0)	(17.1)	(29.1)
N	そ の 他	14.3	22.8	26.4
E		10.0	8.5	11.9
G	個 人 消 費 支 出	7.0	6.1	8.3
N	政 府 の 財 貨・サ ー ビ ス 経 常 購 入	11.2	9.3	22.3
N	総 投 資	14.7	23.4	2.1倍
E	うち 国 内 総 固 定 資 本 形 成	15.9	24.8	46.9
E	財 貨・サ ー ビ ス の 輸 出 (控除)	43.2	25.8	21.7
E	財 貨・サ ー ビ ス の 輸 入	29.7	29.9	35.2

(注) 1970年不变価格による。

比 +15.8%と、前年(同 +10.2%)の水準のみならず、年間目標(前年比10~11%)をも大幅に上回る伸びとなつた(なお、四半期の伸び率としては、76年第1四半期<同 +16.2%>に次ぐ、史上2番目の記録)。これは、農林水産業が、遠洋漁業の不振や異常暖冬に伴う海藻類の不振が響き、前年同期比 △5.1%と落込んだものの、製造業が、輸出好調や設備投資の増大等を背景に重化学工業を中心として好伸(同 +19.4%)したほか、建設業、運輸、電力等も国内経済開発の進捗から引き続き拡大(同 +26.4%)をみたことによるもの。

このように第1四半期の実績が好調なことから、78年の経済成長率は当初目標(前年比 +10~11%)を大幅に上回ろう(同 +13~15%)との見方が強まっている。

◇韓国、公定歩合および市中預貸金利引上げ

韓国ではインフレ抑制の見地から、韓国銀行が公定歩合の一部引上げおよび市中銀行の預貸金利最高限度の引上げを決定、これに伴い大韓金融団も、市中預貸金利の引上げを決定し、それぞれ6月13日から実施した。

なお、77年7月1日以降、上・下限金利を決めていた市中商手割引金利と韓銀商手再割引金利(52年8月号「要録」参照)については、それぞれ一本化されることになった。

今回の金利変更の内訳は以下のとおり(単位・年利%)。

新レート 旧レート

(1) 韓国銀行貸出金利

① 商業手形再割引

優良企業向け	14.5	9.0~14.0
一般企業向け	15.0	10.0~15.0

② 手形担保貸出

輸出手形	4.0	3.5
主要原材料輸入手形	11.0	9.0
農水産会員事業手形	8.0	6.0

(2) 市中金利

① 預金金利

定期預金、()内は不特定満定期定期預金

3か月もの	15.0(15.0)	13.2(12.6)
6か月〃	17.1(16.5)	13.8(13.2)
1年以上〃	18.6(18.0)	14.4(13.8)

特別定期家計預金

20.1	18.0
------	------

定期積金

11.0~15.2	10.0~14.2
-----------	-----------

(注) 公募株式予約不特定満定期預金、住宅予約不特定満定期預金、貯蓄預金および通知預金は従来どおり。

② 貸出金利

商業手形割引

優良企業向け	18.5	15.0～18.0
一般企業向け	19.0	16.0～19.0
一般貸出*		
優良企業向け	18.5	15.0
一般企業向け	19.0	16.0
輸出支援金融	9.0	8.0
設備資金貸出*		
3年以内	18.5	15.0
3年超8年以内	19.5	16.0
8年超	20.5	17.0

(注) ただし*印の場合地方銀行の貸出金利は上記金利に、釜山、大邱、京畿および慶南銀行は1.5%上乗せ、その他銀行は2%上乗せ(年末までの措置)。なお從来はすべての地方銀行で1.5%上乗せ。

◆韓国、輸入自由化品目の拡大等を発表

韓国政府は6月1日、47品目の輸入自由化を発表、7月1日から実施することとした。これは、海外からの貿易自由化要請にこたえ、かたがた国内物価の安定化を図るため、これまで実施してきた輸入自由化措置(77年11月、78年1月、5月)を一段と促進したもの。主な品目は、鉄筋(注)、オイル・バーナー、一部のベアリング、アルキルベンゼン、細幅織物等。

もっとも、国際競争力が低下したスチレン・モノマー、高炭素鋼、合金鋼の棒鋼等18品目については、輸入制限が課される(従来輸入自由化品目)こととなった(6月1日実施)。

(注) 鉄筋については、国内の建設ブームによって需給がタイトになっているため6月1日から実施。

◆台湾、外國為替管理を一部緩和

中央銀行は6月12日、外貨建輸入資金融資の条件緩和、出国者の外貨持出限度の引上げ等8項目にわたる外國為替管理の緩和措置を発表、それぞれ次のとおり実施した。これは、輸出好調を映じ外貨準備が積上っている一方、これに伴うマネーサプライ増大からインフレ圧力が強まっていることから、過剰流動性の吸収かたがた主要原材料等の備蓄や機械輸入の促進を図ることをねらったもの。概要は以下のとおり。

- (1) 中央銀行からの外貨借入による為銀の外貨建輸入資金融資につき、①融資対象品目拡大(銅、アルミ、ニッケル等非鉄金属原料8品目を追加)、②融資期間延長(従来270→360日)、③融資金利引下げ(11→9%<中央銀行の為銀への貸出金利も10→8%に引下げ>)を行う。<6月16日実施>
- (2) 企業の機械機器輸入資金に対する為銀の外貨建融資

- 限度を引上げ(1社当たり1→2百万ドル)。<即日実施>
- (3) 出國者の外貨持出(基本生活費)限度引上げ(1人1か月当たり従来1,500→2,200ドル)。<6月16日実施>
 - (4) 出國者の外貨持出(その他諸雜費)限度引上げ(1人当たり従来1,200→1,500ドル)。<6月16日実施>
 - (5) 政府の認可を受けて国内企業に招かれ、かつ勤務期間が6ヶ月以上の華僑および外国人の外貨持出については従来別途設けられていた限度を廃止し、本国人と同様上記(3)、(4)項を適用する。<6月16日実施>
 - (6) 船会社社員(非乗組員)が出国する場合の外貨持出限度を引上げ(従来250→600ドル)。<6月16日実施>
 - (7) 企業が在外支店へ送金できる経費基準額を25%引上げ。<6月16日実施>
 - (8) 小額外國為替送金限度引上げ(1人1回当たり従来1,000→1,500ドル、年間最高限度2,000→3,000ドル)。<7月1日実施>

◆シンガポール、為替管理をほぼ全面撤廃

シンガポール金融管理庁(MAS)は6月1日、為替管理制度をほぼ全面的に撤廃した。

本措置について、Hon Sui Sen 蔣相は、「海外投資ならびに貿易取引を一層活発化させるとともに、国際金融センターとしての一段の発展を促すことを目的としたもの」と説明。

本措置により撤廃されることになった主要な規制は次のとおり。

- (1) 居住者の対外投資限度(外貨資金および特別取決め地域以外における証券投資)

個人……50万シンガポール・ドル
法人……5百万シンガポール・ドル } の限度廃止。

(2) 外貨預金勘定保有制限

居住者法人は、業務上の債務を決済するため、3百万シンガポール・ドル相当額までの外貨保有(本邦商社外貨預金に相当)を認められていたが、この残高規制を撤廃。

この結果、上記(1)と合わせ、居住者(法人・個人)の外貨保有が自由化された。

(3) 海外送金事前許可

1件当たり5万シンガポール・ドル以上の送金はMASの事前許可(外貨購入時には証拠書類提出)を必要としたが、金額、仕向地、目的に係なく自由化。

(4) 海外渡航費用限度

居住者1人当たり歴年5万シンガポール・ドル相当額を限度としていたが、これを撤廃(パスポートの裏書

も廃止)。

(5) 非居住者勘定の金額制限

シンガポール・ドルによる同勘定への入金は1回5万シンガポール・ドルに制限されていたが、これを撤廃。従って居住者勘定との区別はなくなった。

(6) 対非居住者貸出の事前許可

特別取決め地域以外の非居住者に対する、銀行のシンガポール・ドルによる信用供与、保証、貸付および当座貸越に関する事前許可制を廃止。

(7) 指定通貨

外国通貨(特別取決め地域以外の国の通貨)のうち、決済通貨として14通貨(米ドル、円、ドイツ・マルク等)を指定していたが、これを廃止。

(8) 為替高規制

総合持高ネット40万シンガポール・ドル(直物ネット80万シンガポール・ドル)の規制を撤廃。

(9) ACUの業務制限

イ. ACU預金の種類を定期預金のみに制限していたが、新たに当座および普通預金を認可。

ロ. ACU取扱金融機関は居住者との取引についてMASの事前許可を必要としたが、預金、貸出、為替勘定取引のいずれも自由化。

(10) 輸出上の規制

特別取決め地域以外への輸出は輸出日から6か月以内に輸出代金回収の必要があったが、これを廃止。

(11) 統計資料提出

Exchange Control Manualで統計資料の提出を義務付けていたが、これを撤廃。

一方、わずかに存続したものとしては、①ACU総資産・負債に対する各行ごとの残高規制、②外国為替取引につき毎月MASに明細報告をすること、がある。

同国のが替管理は、これまで特別取決め地域(旧スタートリング地域およびASEAN諸国)を居住者扱いとし、が替管理法の適用対象外としているほか、73年7月以降、同法自体漸次緩和の方向にあり、73年7月居住者の対外投資限度引上げ、居住者法人の外貨保有制限緩和(48年8月号「要録」参照)、76年2月通貨持込み・持出しの完全自由化、居住者の対外投資限度再引上げ(51年3月号「要録」参照)等の措置がとられるなど、実質的にかなり緩和されてきていたが、国際金融センターとしてのイメージ・アップ(が替管理のない香港との競争力維持)、頭打ち傾向にある海外投資の呼び水的な効果を期待して、この際ほぼ全面的な撤廃に踏切ったものとみられている。

◇インドネシア債権国会議の開催

78年度(78年4月～79年3月)の対インドネシア援助額を決定する世銀主催の第21回インドネシア債権国会議(IGGI)が、5月22～23日、アムステルダムで開催された(日本、米国等14か国および国際機関の代表が参加)。

同会議では、インドネシア側が、第2次経済開発5か年計画(74年4月～79年3月)の最終年度にもあたるため、前年度(総額21億ドル)を上回る25億ドルの援助要請を行ったが、債権国側はこれをそのまま受入れることで同意した。

これは、①国営石油会社ブルタミナの財政問題がほぼ解決したこと、②石油を中心とする輸出の増大(77年中前年比+27.0%)から、外貨準備も大幅に積上ったこと(77年中9.9億ドル増)、③消費者物価上昇率も落着きを見せたこと(同+11.0%、前年同+19.8%)など、経済情勢が全般に好転し、77年中7%の実質経済成長率を達成したことが評価されたことに加え、同国経済は、①今後当分の間石油の増産が見込めないこと、②人口増加に見合う米の増産を図るために農業開発を促進する必要があること(現状約2.6百万トンの米不足)、③実質的な失業率が約20%と高いこと、などの深刻な問題を抱えており、

IGGIの対インドネシア援助内訳

(単位：百万ドル)

	1978年度	前年度比 増減(△額)
日本	256	66.4
米国	186	38.4
西ドイツ	123	64.4
オランダ	60	15.0
豪州	40	4.7
カナダ	18	△ 15.1
ベルギー	16	1.3
英國	12	2.2
フランス	40	7.0
オーストリア	未定	N/A
デンマーク	△	△
ニュージーランド	△	△
中東・東欧諸国	100	△ 150.0
世界銀行	650	100.0
アジア開銀	200	50.0
UNDP	12	△ 3.3
EC	—	△ 4.2
開発援助	1,813	298.4
商業借款	750	150.0
合計	2,563	448.4

この解決の必要性が認められたことによるもの。

合意をみた援助の内訳は別表のとおりで、前年度に比べ商業借款が1.5億ドルの増額となったほか、開発援助も世銀やアジア開銀のほか、日本、西ドイツを中心約1.8億ドルの増加となっている。

◇フィリピン、再割引金利体系を改訂

フィリピン中央銀行は、5月19日、中央銀行の再割引金利および市中銀行の最高貸出金利を改訂する旨発表、即日実施した。

主要な改訂点は、①優遇業種再割引金利の引下げ、②中央銀行再割引の対象となる市中銀行貸出の最高金利の全般的な引下げ、等である。概要は次のとおり。

1. 本措置の概要

(1) 優遇業種再割引金利の引下げ

	旧	新
イ. 期間1年以下		
(i) Supervised Credits(注1)		
Masagana 99計画(注2)	1%	1%
Masaganang Maisan 計画(注2)		
(ii) 輸出指向産業向け		
(v) 農作物生産(注3)向け		
(c) 特定中小企業向け	5	4
(iii) 第1優先取引Aグループ(注4)向け		
(iv) 銅産業向け	7	4
(f) 第1優先取引B、		
Cグループ(注4)向け	7~8	9

ロ. 期間1年超

(2) 市中銀行最高貸出金利の引下げ

	旧	新
イ. 期間1年以下		
(i) Supervised Credits		
Masagana 99計画	12%	10%
Masaganang Maisan 計画		(3%以下)※
(ii) 輸出指向産業向け	9	
(v) 農作物生産向け	12	
(c) 特定中小企業向け	12	
(iii) 第1優先取引Aグループ向け		
(iv) 銅産業向け	〃	6
		(2%以下)※
(f) 第1優先取引B、Cグループ向け		
制限なし※※		
ロ. 期間1年超~730日以下(注5)		
		有担保12 無担保14

制限なし※※ 有担保12
無担保14

※()内は市中銀行の手数料の限度。

※※ 利息法に定められた市中銀行の最高貸出金利(有担保……12%、無担保……14%)には従うが手数料等を含まない。これに対し、イ.(b)およびロ.の場合の新金利は手数料等を含む実効金利で手数料等分だけ実質的に引下げとなる。

2. 背景等

本措置は、本年1月実施された新金利政策(53年2月号「要録」参照)を補完するもので、再割引金利と市中銀行の貸出金利との金利差の調整および全般的な市中銀行貸出金利の引下げによって、①金融機関の優先開発業種への貸出のインセンティブを与えることおよび②低迷している民間投資資金需要を喚起することをねらったもの。

(注1) 農民が農地を改善し、生産性を向上させるために行う投資資金を貸付けるもの。

(注2) Masagana 99は73年に開始された近代的農法による米の増産計画で、技術指導と短期蓄農資金を農民に供与するもの。Masaganang Maisan は同様に74年に開始されたとうもろこしの増産計画。

(注3) 米、とうもろこし、飼料穀物等のほか家畜や漁業も含む。

(注4) 1966年6月以降、中央銀行の再割引対象は第1優先取引(Priority I)業種に限定され、さらにこれをA、B、Cに分類して金利等を区別している。各分類の主要業種は次のとおり。

A……鉄鋼製品、化学品、合板、食品加工、商業等

B……建設資材、鉱業、自動車、製紙、公共交通事業等

C……家電、塗料、住宅建築、陶磁器等

(注5) 730日超については、先の新金利政策において、手数料等を含め19%とすることが決定されている。

◇フィリピン、既往取入れシンジケート・ローンの一部につき条件を改定

フィリピン電力公社(NPC)は5月21日、同国原子力発電所(注1)建設資金として76年に導入したシンジケート・ローン(256.6百万ドル)につき、銀行団(注2)との間で次のとおり条件改定することで合意に達した旨発表した。

	当初	改定後
返済期間	7年	11年
うち据置期間	4年	4.5年
金利	LIBOR+1.75%	LIBOR+1.125%
	ただし、改定後の金利は、借り入れ未実行分(149.6百万ドル)および実行分(107百万ドル)の期間延長部分(後半4年間)に適用される。	

(注1) パターン州バガクに総工費11億ドルで建設されるもので、76年7月着工、82年7月完成予定。同建設資金の一部としてフィリピン政府は、上記シ・ローンのほか米国における外債発行(367.2百万ドル)、米国輸銀からの借入(277.2百万ドル)等を実

施している。
(注2) Citicorp, Manufacturers Hanover Trust, Amex 等30行。

◇フィリピン中銀、5億ドルのシンジケート・ローンを取り入れ

フィリピン中央銀行は5月26日、国際シンジケート団との間で、次のようなシンジケート・ローン借款契約に調印した。

金額 5億ドル

期間 10年

金利 LIBOR+1%

借入先 Manufacturers Hanover Trust(主幹事)、
Citicorp International, Barclays Bank,
Chemical Bank、東銀、富士、三井、東海、
興銀、長銀等60行(うち邦銀は前記6行)。

同国では、借款手続の簡素化と借款条件の改善を目的に、本年初、中央銀行が政府関係諸機関・企業の外貨借款を一括代行する方針を打出し、本借款もこれに沿って実行されたもので、同国としては最大規模の取入れであり、また借款条件もかつてない好条件となっている。

◇インド、新5か年計画を発表

インド政府は本年3月、新5か年計画(78年4月～83年3月)を発表した。同計画は、第5次5か年計画(74年4月～79年3月)を1年残して破棄し、本年4月より発足することとなっているが、前政権の5か年計画と内容的に連続しないため第6次計画とせず、また、計画の進捗とともに計画実績を取り入れてゆく、いわゆるローリング・プラン方式をとっている。新計画の内容をみると①前政権の重工業優先政策からデサイ現政権の農業・農村開発優先政策への方向転換を反映し、②完全雇用、貧困追放、貧富格差の是正などの目標の達成を強調しているのが特徴的。

同計画の概要、次のとおり。

(1) 計画目標

実質経済成長率	年率4.7%(第5次計画 年率5.5%)
農業生産伸び率	〃 4.0% (〃 〃 3.9%)
鉱工業生産	〃 6.9% (〃 〃 7.1%)
食糧穀物生産	82/83年度 144.5百万トン(年率3.6%)
砂糖	〃 188.0 〃 (〃 3.3%)
ジュート	〃 85.6百万俵 (〃 4.4%)
綿花	〃 92.5 〃 (〃 6.4%)
鉄鋼	〃 11.8百万トン(〃 8.9%)
肥料	〃 5.2 〃 (〃 14.0%)

(2) 投資の内容

総投資額は6,938億ルピーと、第5次5か年計画比76.5%増。部門別資金配分をみると、政府の農村開発、中小企業振興優先方針を映じ、農業関連支出、かんがい、エネルギー・科学技術振興関係投資のウエイトが増大、反面、從来の5か年計画で大きな比重を占めていた鉱工業部門のウエイトは第5次5か年計画の18.7%から14.9%へと低下。なお、財源調達については、国債発行等による国内資金調達と外貨準備の取崩しに重点を置き、外国援助の受入れは極力抑えたい意向を強調している。

インドの新5か年計画の部門別投資額

(単位・億ルピー)

	新5か年計画 (78/4～83/3)	第5次5か年計画 (74/4～79/3)	
		構成比 (%)	構成比 (%)
農業	860	12.4	430
かんがい	965	13.9	423
鉱工業	1,035	14.9	736
エネルギー・科学技術振興	2,080	30.0	1,029
内運輸・通信	1,063	15.3	692
その他の	936	13.5	622
合計	6,938	100.0	3,930
			100.0

◇インド、ルピーの対英ポンド中心レートを切上げ

インド準備銀行は5月24日、同国通貨ルピーの対英ポンド中心レート(middle rate)をこれまでの1英ポンド当たり、15.75ルピーから15.35ルピーへ2.5%(IMF方式)切上げる旨発表、即日実施した。

今回の措置は、前回の切下げ(77年11月2日)以降、介入通貨である英ポンドが他の主要通貨に対し下落(77年11月2日～78年5月23日における英ポンドの対主要通貨下落率、対米ドル-2.0%、対ドイツマルク-7.6%、対円-10.6%<いずれもIMF方式>)し、これにつれてルピーも切下った形となったので、これを調整するためにとられたものとみられている。

◇豪州、賃金のフルインデクセーションを実施

豪州連邦労働調停仲裁委員会は6月7日、本年1～3月の消費者物価上昇率(+1.3%)に対する賃金引上げ率について、消費者物価上昇率をそのまま適用するフルインデクセーション(76年7～9月以来1年半ぶり、75年開始後5回目)を認める裁定を下し、即日実施する旨発表した。

今回のフルインデクセーションの実施は、①消費者物価上昇率が75年7～9月(+0.8%)以来の低水準となっただこと、②同国最大の労組である豪州労働組合評議会(ACTU)が、フルインデクセーションが行われない場合、次回からインデクセーション方式を認めず組合ごとの個別賃上げ交渉に切り替えるとの強硬な態度を示したこと、等を考慮して行われたものとみられている。

◇ニュージーランド、78年度予算案を発表

ニュージーランド政府は6月1日、78年度(78年4月～79年3月)予算案を議会に提出した。本予算案は、本年11月に総選挙が予定されていることもあって、歳入面で個人消費税の減税を行う一方、歳出面では干ばつの被害を受けた農業へのこ入れや景気刺激を図ったため、大型赤字予算となっている。

(1) 予算規模

歳入はガソリン消費税引上げ、鉄道運賃値上げ等にもかかわらず、所得税減税を主因に低い伸びにとどまる見込みとなっている。一方、歳出は、教育費、一般行政費等の伸びを極力抑制したものの、干ばつの影響等から停滞を続けている農業部門へのこ入れをねらって産業開発費を大幅に増加(+23.2%)させているため、総額66.1億NZドルと前年度実績比+16.5%の高い伸び。この結果、財政赤字は1,050百万NZドルと前年実績695百万NZドルを大幅に上回る見通し。

ニュージーランドの78年度予算案

(単位・百万NZドル)

		1977年度 (実績)	1978年度	前年度比 増加率(%)
歳 入	税 うち 所 得 税	4,626	5,137	11.0
	売 上 税	3,483	3,865	11.0
	関 税	371	406	9.4
	その 他 と も 計	273	290	6.2
歳 出	一 般 行 政 費	4,974	5,555	11.7
	外 交 ・ 国 防 費	479	517	7.9
	教 育 費	329	365	10.9
	産 業 開 発 費	808	841	4.1
	運 輸 ・ 通 信 施 設 費	630	776	23.2
	社 会 保 障 費	248	279	12.5
	保 健 ・ 医 務 費	1,569	1,785	13.8
	債 務 償 戻 ・ 政 府 事 業 費	809	897	10.9
	そ の 他 と も 計	517	562	8.7
	収 支 じ り	5,669	6,605	16.5
		△ 695	△ 1,050	/

(2) 主要施策

イ. 減税措置

個人消費刺激策として中間所得層(年収3～20千NZドル)の所得税減税を行う(平均11%、これに伴う年間歳入減320百万NZドル、10月実施予定)。

ロ. ガソリン消費税引上げ(29.6→31.6セント/l、6月2日より実施)。

ハ. 鉄道料金引上げ

全鉄道料金を12.5%引上げ(7月2日より実施)。

ニ. 農家補助金支出

干ばつの影響を受けた農家の救済および今後の農業発展を目的として新規に農家に対する補助金支出を決定(総額60百万NZドル、7月実施予定)。

ホ. 漁業の振興

(イ) 輸入漁船に係る関税を免除。

(ロ) 小型船舶(15～21トン)の建造コストの30%相当を特別優遇利子で融資。

◇パプア・ニューギニア、為替レート決定方式を変更

パプア・ニューギニア政府は6月5日、同国通貨キナの為替レートについて、これまでの対豪ドル・リンクを廃止し、今後は主要貿易相手国通貨の加重平均(通貨バスケット)を基準に毎日設定・発表することを決定し、即日実施した。

パプア・ニューギニアの通貨キナは、同国が75年に豪州から独立して以来原則として豪ドル・リンク制を採用、豪ドルレートが大きく変動した際にはその他主要通貨に対し調整を行ってきた。今回の決定につき、同国のホロウエイ蔵相は、①豪ドルを除く他通貨の変化に対応したキナの自動的な(automatic)相場変動と、②同国の政策目的に沿った自由裁量的な(discretionary)相場変更(政策的な切上げ、切下げ)とを区別し易いようすることをねらったものと説明。

共産圏諸国

◇チェコスロバキア、77年経済実績を発表

チェコスロバキア政府はこのほど77年経済実績を発表した(78年経済計画の概要については4月号「要録」参照)。これによれば、生産国民所得は前年比+4.5%と前年(+4.0%)を上回る伸びとなったものの、計画目標(同+5.2%)は未達に終った。

(1) 鉱工業生産は前年比+5.7%と計画目標(同+5.3%)をかろうじて上回った。部門別では、機械(同+7.7%)、化学(同+6.8%)は好伸したものの、粗鋼(同+2.5%)、

石炭(同+2.9%)は伸び悩んだ。

- (2) 農業生産は高めに設定した計画目標(前年比+8.2%)には達しなかったものの、穀物、野菜の好伸から前年比+7.9%とかなり持直した。
- (3) 小売売上高は前年比+3.8%とわずかながら計画目標(同+3.9%)未達に終った。これは、食品関連では比較的好伸したものの、耐久消費財関連が伸び悩んだためとみられている。
- (4) 貿易は往復で前年比+12%と計画目標(同+5.5%)を大幅に上回った。これは、石油、鉄鉱石、綿花等工業原材料を中心としたコメコン域内からの輸入増大によるものとみられる。

チエコスロバキアの主要経済指標

(単位・前年比増減(ー)率・%)

	1976年 実績	1977年 実績	同計画	1978年 計画
生産国民所得	4.0	4.5	5.2	5
鉱工業総生産	5.5	5.7	5.3	5
農業総生産	- 2.7	7.9	8.2	3.4
投資	5.2	n.a.	5.8	6.6
工業労働生産性	4.5	4.7	4.9	4.7
平均賃金	2.8	3.5	n.a.	3.6
小売売上高	3.7	3.8	3.9	3.9
貿易差	11.0	12	5.5	7.1

△ハンガリーの77年経済実績と78年経済計画

ハンガリー政府はこのほど77年経済実績と78年経済計画を発表した。これによれば、77年の生産国民所得は農工業生産の順調な拡大から前年比+7.5~8.0%と70年代以降では最も高い伸びを記録した。こうした国内経済拡大に伴う工業原材料等の輸入増大から対西側貿易収支赤字幅が大幅に拡大したため、78年計画では、成長率目標を引下げ(生産国民所得前年比+5.0%)、貿易収支の改善を図ることとしている。

1. 77年経済実績

- (1) 鉱工業生産は、電力(前年比+8.4%)、機械(同+7.4%)、食料品(同+9.7%)等を中心に前年比+6.8~7.0%と伸長した。
- (2) 農業生産は前年比+10~11%と前年と様変りの大幅増産となった。これは、天候が順調であったほか、機械化の進展等により生産性の向上がみられたことなどによるもの。
- (3) 小売売上高は、実質労働賃金の上昇(前年比+3.5%<前年同+0.1%>)などから耐久消費財が大幅に伸長(同+11.8%)したほか、豊作による野菜、果物等食料

品の供給増もあり、前年比+6.2%(前年同+1.4%)と伸長した。

- (4) 貿易面では、輸出入とも大幅に増加、往復では前年比16%増となった(輸出2,386億フォント<公定為替レート換算63.1億ドル>、輸入2,673億フォント<同70.7億ドル>)。収支じり(注)では287億フォント(同7.6億ドル)の赤字と前年(6.0億ドルの赤字)に比べやや赤字幅を拡大した。

(注) OECD統計によれば、対西側先進国貿易収支赤字は6.5億ドル(前年3.8億ドル)と赤字の大宗を占めている。

2. 78年経済計画

- (1) 鉱工業生産は前年比+5.5~6.0%と前年実績からみればやや低めの目標設定。部門別には、化学(同+9~10%)、機械(同+6~7%)の好伸を見込んでいる。
- (2) 農業生産は前年が大幅増産となっただけに、前年比2~3%と慎重な目標設定。同国では近年農業従業者数および農地面積が減少傾向にあるため、機械化の推進等により一段と生産性向上を図る方針。
- (3) 投資(私的部門での投資を除く)は1,800~1,820億フォントと前年比ほぼ横ばいを計画。同資金のうち930~940億フォントは企業の自己資金で賄われる予定。
- (4) 貿易は対西側諸国との貿易不均衡は正に重点が置かれており、対西側諸国輸出は前年比12~13%増を見込む反面、同輸入は同3~5%増とかなり低めに抑えられている。一方対社会主义国貿易は往復で10%増を見込んでいる。

ハンガリーの主要経済指標

(単位・前年比増減(ー)率・%)

	1976年 実績	1977年 実績	同計画	1978年 計画
生産国民所得	3.0	7.5~8.0	6.0~6.5	5.0
鉱工業総生産	4.6	6.8~7.0	6.0	5.5~6.0
農業総生産	- 3.0	10~11	7.0~8.0	2.0~3.0
投資	- 0.1	13.0	4.0~5.0	0
工業労働生産性	5.4	7.0~7.2	6.0	5.5~6.0
1人当たり実質所得	0.8	4.5	3.5~4.0	3.0~3.2
小売売上高	1.4	6.2	4.4	4.0
貿易	輸出 3.1 輸入 -3.1	16	n.a.	10*

* 対社会主义諸国

△ユーゴスラビア、共産圏で初の円建て債発行

ユーゴスラビアの外国為替銀行ユーゴバンカは6月29日共産圏としては初の円建て債(私募債)を発行した。

発行総額は100億円で、同資金はユーゴスラビアのフェロニッケル鉱山および電力開発に投入される予定。発行要項は次のとおり。

発行価額 額面100円につき100円

利 率 年7.6%

利 払 い 年2回(6月、12月)

期 間 12年

引受幹事 大和証券、安田信託、富士銀行、三井
銀行

◇ベトナム、旧南ベトナム政府による対日債務の継承等 につき日本政府と合意

ベトナム、日本両国政府は4月28日、①ベトナム政府が旧南ベトナム政府の対日債務(日本輸出入銀行、海外経済協力基金からの借款によるもの)を返済すること、②日本政府はベトナム政府に対し、1979年3月末までに40億円を限度として無償商品援助(綿糸等繊維製品、電線等送配電網関連機材、農薬、染料)を供与することを内容とする交換公文に調印した。

なお、今回対日債務継承問題につき合意をみたことから、海外経済協力基金による新規円借款の供与が予定されている。